

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例をここに公布する。

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 産業廃棄物等の適正な処理

第一節 事業者の講ずべき措置(第六条—第十二条)

第二節 県外の事業者及び産業廃棄物処分業者等の講ずべき措置(第十三条—第十八条)

第三節 削除

第四節 産業廃棄物処分業者等の講ずべき措置(第二十一条・第二十二条)

第五節 産業廃棄物処理施設の設置における配慮(第二十三条・第二十四条)

第六節 産業廃棄物処理施設等の設置者の講ずべき措置(第二十五条—第三十一条)

第七節 産業廃棄物指定処理施設(第三十二条—第三十九条)

第八節 不法投棄の未然防止対策の推進等(第四十条—第四十四条)

第三章 汚染土壌の適正な処分(第四十五条—第五十六条)

第四章 使用済タイヤの適正な保管(第五十七条—第六十条)

第五章 雑則(第六十一条—第六十七条)

第六章 罰則(第六十八条—第七十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、産業廃棄物等の適正な処理の促進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設の設置者等の講ずべき措置その他必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、もって美しい福島県環境を未来の世代へ継承することを目的とする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(県の責務)

第三条 県は、産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たり、県民、事業者及び市町村と連携して取り組むものとする。

3 県は、国に対して産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する施策の提言を積極的に行うものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物等を自らの責任において適正に処理するとともに、県が実施する産業廃棄物等の適正な処理に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、県が実施する産業廃棄物等の適正な処理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 産業廃棄物等の適正な処理

第一節 事業者の講ずべき措置

(産業廃棄物指定処理責任者等)

第六条 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十一条まで及び第十三条から第二十二条までにおいて同じ。)を処理するために第三十二条第一項に規定する産業廃棄物指定処理施設(同項ただし書の規定によりその設置に許可を要しない産業廃棄物指定処理施設を除く。)が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物指定処理責任者を置かなければならない。ただし、法第十二条第八項の規定により産業廃棄物処理責任者を置く事業場若しくは自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場又は自ら産業廃棄物指定処理責任者となる事業場については、この限りでない。

2 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、法第十二条第八項の規定により産業廃棄物処理責任者を置く事業場若しくは自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場、前項の規定により産業廃棄物指定処理責任者を置く事業場若しくは自ら産業廃棄物指定処理責任者となる事業場又は自ら産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

(平二三条例二一・一部改正)

(産業廃棄物管理計画)

第七条 その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の前年度の発生量が五百トン以上である事業場を設置している事業者(多量排出事業者を除く。以下「指定排出事業者」という。)は、規則で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画(以下「産業廃棄物管理計画」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 指定排出事業者は、産業廃棄物管理計画の実施の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。  
(帳簿の備付け等)

第八条 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、帳簿を備え、当該産業廃棄物の処理について規則で定める事項を記載しなければならない。ただし、法第十二条第十三項において準用する法第七条第十五項の規定により帳簿を備えることとされる事業場については、この限りでない。

2 前項の規定により備える帳簿は、規則で定めるところにより、保存しなければならない。  
(平一六条例五八・平二三条例二一・一部改正)  
(保管の場所に係る届出)

第九条 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬を行う場合において、当該産業廃棄物の保管(規則で定めるものに限る。)をしようとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の規則で定める場合を除き、あらかじめ、規則で定めるところにより、その保管をしようとする場所ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物の保管の場所の所在地
- 三 保管をする産業廃棄物の種類
- 四 保管をすることができる産業廃棄物の数量
- 五 その他規則で定める事項

2 前項の規則で定める場合において、自らその産業廃棄物の運搬を行うときに同項の保管をした事業者は、その保管をした日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより、その保管をした場所ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 産業廃棄物の保管の場所の所在地
  - 三 保管をした産業廃棄物の種類
  - 四 保管をすることができる産業廃棄物の数量
  - 五 その他規則で定める事項
- (平二三条例二一・一部改正)

(変更等の届出)

第十条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第一号若しくは第五号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る保管の場所において産業廃棄物の保管を行わなくなったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、前条第二項の規定による届出をした者について準用する。  
(平二三条例二一・一部改正)

(準用)

第十一条 第九条第一項並びに前条第一項及び第二項の規定は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬を行う事業者について準用する。

(平二三条例二一・一部改正)

(産業廃棄物処理票)

第十二条 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む。以下この条、次条、第十七条及び第十八条において同じ。)は、自らその産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。以下この条から第十八条までにおいて同じ。)の運搬又は運搬及び処分を行う場合(当該事業者が県外の事業場で生じた産業廃棄物の運搬を行う場合において、県内において当該産業廃棄物の積替え又は保管を行わないときを除く。)には、次項から第七項までに定める手続に従い、その運搬又は運搬及び処分を行うことにより、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程において適正に処理しなければならない。

2 前項の規定により産業廃棄物の運搬又は運搬及び処分を行う場合には、当該産業廃棄物を生ずる事業場の管理者は、規則で定めるところにより、当該運搬に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬に従事する者(以下「運搬従事者」という。)に対し、当該運搬に係る産業廃棄物の種類及び数量、当該運搬を行う事業者の氏名又は名称及び住所、運搬従事者の氏名その他規則で定める事項を記載した産業廃棄物処理票(以下単に「処理票」という。)を交付しなければならない。

3 運搬従事者は、産業廃棄物の運搬を終了したとき(当該産業廃棄物の積替え又は保管の場所への運搬を終了したときを除く。)は、前項の規定により交付された処理票に規則で定める事項を記載し、当該運搬に係る産業廃棄

物の引渡しと同時に運搬先の産業廃棄物処理施設又は第三十二条第一項に規定する産業廃棄物指定処理施設(以下「産業廃棄物処理施設等」という。)の管理者に当該処理票を回付しなければならない。ただし、当該運搬の終了後当該産業廃棄物の処分が他人に委託される場合又は当該産業廃棄物の運搬先が県外の産業廃棄物の処理施設である場合にあっては、規則で定める期間内に、前項の規定により処理票を交付した者(以下「処理票交付者」という。)に当該処理票を回付しなければならない。

- 4 運搬先の産業廃棄物処理施設等の管理者は、引き渡された産業廃棄物の処分を終了したときは、前項本文の規定により回付された処理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、処理票交付者に当該処理票を回付しなければならない。
- 5 処理票交付者は、第三項ただし書又は前項の規定による処理票の回付を受けたときは、産業廃棄物の運搬又は処分が終了したことを当該処理票により確認し、かつ、当該処理票を当該回付を受けた日から五年間保存しなければならない。
- 6 運搬従事者は、産業廃棄物の積替え又は保管の場所への運搬を終了したときは、第二項の規定により交付された処理票に規則で定める事項を記載し、速やかに、当該産業廃棄物の積替え又は保管の場所の管理者に当該処理票を回付しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物の積替え又は保管の場所の管理者は、当該産業廃棄物が再び運搬される際に、当該産業廃棄物の運搬に従事する者(次項において「二次運搬従事者」という。)に当該処理票を回付しなければならない。
- 7 第三項の規定は、二次運搬従事者について準用する。

第二節 県外の事業者及び産業廃棄物処分業者等の講ずべき措置  
(県外の事業者等の協力)

第十三条 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者及び産業廃棄物処分業者は、当該事業場で生じた産業廃棄物を県内の産業廃棄物処理施設等で処分しようとするときは、法第五条の五第一項の規定により県が定める廃棄物処理計画(以下「廃棄物処理計画」という。)等廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する県の施策に積極的に協力しなければならない。

(平一六条例五八・一部改正)

(県外の事業場で生じた産業廃棄物の処分に係る届出)

第十四条 産業廃棄物処分業者は、県外の事業場で生じた産業廃棄物を県内の産業廃棄物処理施設等で処分しようとするときは、当該産業廃棄物の処分に係る委託契約ごとに、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処分業者の設置する産業廃棄物処理施設等に当該委託契約に係る産業廃棄物の最初の搬入を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 受託する産業廃棄物の搬入を開始しようとする年月日
  - 三 委託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 四 受託する産業廃棄物の種類及び予定数量
  - 五 委託契約の有効期間
  - 六 委託者が受託者に支払う料金
  - 七 当該年度において処分した県内の事業場で生じた産業廃棄物の累積量
  - 八 当該年度において処分した県外の事業場で生じた産業廃棄物の累積量
  - 九 その他規則で定める事項
- 2 知事は、前項の規定による届出をした者に対し、当該届出を受理した日から起算して三十日以内に、規則で定めるところにより、届出済証を交付するものとする。
  - 3 知事は、第一項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る産業廃棄物の適正な処理の確保等のために必要な指導をすることができる。
  - 4 知事は、産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処分業者に対し、第一項の委託契約に係る産業廃棄物の搬入の中止を勧告することができる。
    - 一 第一項の規定による届出を行わないで搬入したとき。
    - 二 第一項の規定による届出の内容と異なる処分をしたとき。
    - 三 第一項の規定による届出の内容によって法第十九条の六第一項第二号に規定する適正な対価を負担していない等産業廃棄物の不適正な処理が行われるおそれがあると認められるとき。
  - 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
  - 6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、第四項の規定による勧告を受けた者に意見陳述の機会を与えなければならない。  
(変更の届出)
- 第十五条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第二号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る産業廃棄物の最初の搬入を開始しようとする日の十日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第一号及び第九号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 前条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第二項中「三十日以内」とあるのは「十日以内」と、「届出済証」とあるのは「変更届出済証」と読み替えるものとする。

(処分実績の報告)

第十六条 産業廃棄物処分業者は、第十四条第一項の規定による届出に係る産業廃棄物の処分の実績について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(県外事業者への勧告等)

第十七条 知事は、前条の規定により報告された産業廃棄物の処分の実績に基づき、前年度の県内の産業廃棄物処理施設等での処分量が五百トン以上の産業廃棄物を生じた県外の事業場を設置する事業者に対し、県内の産業廃棄物処理施設等での処分を継続することが廃棄物処理計画等廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する県の施策に影響を与えると認められる場合には、法第十二条第九項の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画又は第七条の産業廃棄物管理計画(当該事業者が中間処理業者であるときは、これらの計画に類する計画として規則で定める基準に従い作成する計画)を提出するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(平二三条例二一・一部改正)

(準用)

第十八条 第十三条から前条までの規定は、その事業活動に伴い県外において特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、前条第一項中「五百トン以上」とあるのは「五十トン以上」と、「法第十二条第九項の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画又は第七条の産業廃棄物管理計画」とあるのは「法第十二条の第二十項の特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画」と読み替えるものとする。

(平二三条例二一・一部改正)

第三節 削除

(平一七条例二八)

第十九条及び第二十条 削除

(平一七条例二八)

第四節 産業廃棄物処分業者等の講ずべき措置

(産業廃棄物の分別保管)

第二十一条 産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を行う場合において、当該産業廃棄物を保管するときは、県内の事業場で生じた産業廃棄物と県外の事業場で生じた産業廃棄物とを分別して保管し、その状況が、外部から容易に識別することができるようにしておかなければならない。

(準用)

第二十二条 前条の規定は、特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。

第五節 産業廃棄物処理施設の設置における配慮

(地域住民等への配慮)

第二十三条 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、計画の段階からその設置に係る説明会を開催する等当該産業廃棄物処理施設の設置について、地域住民に対し積極的に周知することによって、当該地域住民の理解を得て、その合意形成を図るよう努めなければならない。

2 産業廃棄物処理施設の設置者は、関係団体等から産業廃棄物の処理に係る生活環境の保全に関する協定等の締結を求められたときは、これに誠実に対応するよう努めなければならない。

3 産業廃棄物処理施設の設置者は、法第十五条第一項の許可(法第十五条の二の六第一項の許可を受けたときは、当該許可。以下この項、第二十五条第一項及び第二十六条において同じ。)を受けた日から法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の設置の工事が完了する日までの間、当該産業廃棄物処理施設の設置に係る進捗状況について、定期的に地域住民に周知するよう努めなければならない。

(平一六条例五八・平二三条例二一・一部改正)

(周辺地域への配慮)

第二十四条 知事は、法第十五条第一項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によって、産業廃棄物処理施設の過度の集中により周辺地域における水質汚濁に係る環境基準(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定により定められた水質汚濁に係る基準をいう。)及びダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)第七条の規定により定められたダイオキシン類による水質の汚濁に係る基準をいう。)の確保が困難とならないよう配慮するものとする。

第六節 産業廃棄物処理施設等の設置者の講ずべき措置

(平一七条例二八・改称)

(長期間工事未着手の産業廃棄物処理施設に係る届出)

第二十五条 産業廃棄物処理施設の設置者は、法第十五条第一項の許可を受けた日から当該産業廃棄物処理施設の設置の工事に着手するまでの間、当該許可を受けた日から一年を経過するごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る産業廃棄物処理施設の許可番号、設置の工事の未着手の理由その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 **前項**の規定による届出は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第十一条第六項第六号から第十号までに掲げる書類(法第十五条の二の六第一項の許可を受けたときは、省令第十二条の九第三項第六号に掲げるもの及び同項第七号に掲げる書類のうち省令第十一条第六項第七号から第十号までに掲げるもの)と同種の書類として知事が定める書類を添付して行わなければならない。

(平一六条例五八・平二三条例二一・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の許可に係る技術上の基準)

第二十六条 産業廃棄物処理施設の設置者(産業廃棄物の最終処分場に係るものに限る。)は、法第十五条第一項の許可を受けた日から当該許可に係る産業廃棄物処理施設の設置の工事に着手する日までの間に当該許可に係る法第十五条の二第一項第一号の環境省令で定める技術上の基準(以下**この条**において「構造基準」という。)が改正された場合(改正後の構造基準が当該産業廃棄物処理施設に適用される場合を除く。)においては、当該産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が改正後の構造基準に適合するよう努めなければならない。

(維持管理に関する情報の提供)

第二十七条 産業廃棄物処理施設の設置者(法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けた者を除く。)は、法第十五条の二の三第一項の環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る法第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について法第十五条の二の六第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い行う維持管理の状況に関する情報を、地域住民等に対し積極的に提供するよう努めなければならない。

(平一六条例五八・平二三条例二一・一部改正)

(処分状況の報告)

第二十八条 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設における産業廃棄物の処分の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(事故時の通報)

第二十九条 法第二十一条の二の特定処理施設(一般廃棄物の処理施設を除く。以下「特定処理施設」という。)の設置者は、当該特定処理施設において破損その他の事故が発生し、当該特定処理施設において処理する産業廃棄物又はその処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに知事に通報しなければならない。

(平一七条例二八・全改)

(埋立処分する産業廃棄物の一部保管)

第三十条 産業廃棄物処理施設の設置者は、産業廃棄物(燃え殻、汚泥及びばいじんに限る。以下**この条**において同じ。)を埋立処分する場合において、当該産業廃棄物はその処分を受託したものであるときは当該産業廃棄物の処分の委託者及び種類ごとに、当該産業廃棄物が自らその処分を行うものであるときは当該産業廃棄物の種類ごとに、規則で定めるところにより、埋立処分した産業廃棄物の種類及び処分年月日その他規則で定める事項を表示した容器に当該産業廃棄物の一部を納め、当該埋立処分に係る産業廃棄物処理施設が廃止されるまでの間、これを保管しなければならない。

2 産業廃棄物処理施設の設置者は、**前項**の規定により保管されている産業廃棄物を、当該産業廃棄物処理施設(当該産業廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該産業廃棄物の埋立処分に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(廃止等の届出に係る添付書類)

第三十一条 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による産業廃棄物処理施設の廃止又は休止の届出は、省令第十二条の十の二第一項の届出書に、次に掲げる事項についての当該届出に係る産業廃棄物処理施設の現状を明らかにする写真並びに当該写真を撮影した際の撮影者の位置及び撮影箇所を記載した平面図を添付して行うものとする。

- 一 当該産業廃棄物処理施設内に処理を行うべき産業廃棄物が残存していないこと。
- 二 当該産業廃棄物処理施設の外に、産業廃棄物が飛散し、及び流出していないこと。
- 三 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。

(平一六条例五八・平二三条例二一・一部改正)

第七節 産業廃棄物指定処理施設

(産業廃棄物指定処理施設)

第三十二条 産業廃棄物指定処理施設(産業廃棄物の処理施設のうち、産業廃棄物処理施設を除いたものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者が当該事業場に産業廃棄物指定処理施設を設置しようとする場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物指定処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物指定処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 四 産業廃棄物指定処理施設の処理能力
- 五 産業廃棄物指定処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 六 産業廃棄物指定処理施設の維持管理に関する計画
- 七 その他規則で定める事項  
(許可の基準等)

第三十三条 知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その産業廃棄物指定処理施設の設置に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 申請者の能力がその産業廃棄物指定処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物指定処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

2 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 前条第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物指定処理施設の設置者」という。)は、当該許可に係る産業廃棄物指定処理施設について、知事の検査を受け、当該産業廃棄物指定処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。  
(産業廃棄物指定処理施設の維持管理)

第三十四条 産業廃棄物指定処理施設の設置者は、規則で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物指定処理施設の許可に係る第三十二条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第三十六条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該産業廃棄物指定処理施設の維持管理をしなければならない。

2 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場に産業廃棄物指定処理施設を設置している事業者は、前項の規則で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物指定処理施設の維持管理をしなければならない。  
(記録及び閲覧)

第三十五条 産業廃棄物指定処理施設の設置者(焼却施設である産業廃棄物指定処理施設について第三十二条第一項の許可を受けた者に限る。)は、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物指定処理施設の維持管理に関し規則で定める事項を記録し、これを当該産業廃棄物指定処理施設(当該産業廃棄物指定処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該産業廃棄物指定処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。  
(変更の許可等)

第三十六条 産業廃棄物指定処理施設の設置者は、当該許可に係る第三十二条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第三十三条第一項及び第二項の規定は前項の許可について、同条第三項の規定は前項の許可を受けた者について準用する。

3 産業廃棄物指定処理施設の設置者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、若しくは第三十二条第二項第一号に掲げる事項その他規則で定める事項に変更があったとき、又は当該産業廃棄物指定処理施設を廃止したとき、若しくは当該産業廃棄物指定処理施設を休止し、若しくは休止した当該産業廃棄物指定処理施設を再開したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前項の規定による産業廃棄物指定処理施設の廃止又は休止の届出は、次の各号に掲げる事項についての当該届出に係る産業廃棄物指定処理施設の現状を明らかにする写真並びに当該写真を撮影した際の撮影者の位置及び撮影箇所を記載した平面図を添付して行うものとする。

- 一 当該産業廃棄物指定処理施設内に処理を行うべき産業廃棄物が残存していないこと。
- 二 当該産業廃棄物指定処理施設の外に、産業廃棄物が飛散し、及び流出していないこと。
- 三 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。

(許可の取消し等)

第三十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物指定処理施設に係る第三十二条第一項の許可を取り消し、又はその設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物指定処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該産業廃棄物指定処理施設の使用の停止を命ずることができる。

- 一 第三十二条第一項の許可に係る産業廃棄物指定処理施設の構造又はその維持管理が第三十三条第一項第一号若しくは第三十四条に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物指定処理施設の許可に係る第三十二条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。
- 二 産業廃棄物指定処理施設の設置者の能力が第三十三条第一項第二号に規定する規則で定める基準に適合していないと認めるとき。

三 産業廃棄物指定処理施設の設置者が第三十三条第二項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。  
(承継)

第三十八条 産業廃棄物指定処理施設の設置者から、当該産業廃棄物指定処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該産業廃棄物指定処理施設の設置者の地位を承継する。

2 産業廃棄物指定処理施設の設置者について相続、合併又は分割(当該産業廃棄物指定処理施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該産業廃棄物指定処理施設を承継した法人は、当該産業廃棄物指定処理施設の設置者の地位を承継する。

3 前二項の規定により産業廃棄物指定処理施設の設置者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。  
(事故時の措置)

第三十八条の二 産業廃棄物指定処理施設(特定処理施設を除く。以下この項において同じ。)の設置者は、当該産業廃棄物指定処理施設において破損その他の事故が発生し、当該産業廃棄物指定処理施設において処理する産業廃棄物又はその処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講じ、及び知事に通報するとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項に規定する者が同項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(平一七条例二八・追加)

(準用)

第三十九条 第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定は、産業廃棄物指定処理施設の設置者について準用する。この場合において、第二十三条第三項中「法第十五条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」と、「法第十五条の二の六第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、第二十五条第一項中「法第十五条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」と、同条第二項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第十一条第六項第六号から第十号までに掲げる書類(法第十五条の二の六第一項の許可を受けたときは、省令第十二条の九第三項第六号に掲げるもの及び同項第七号に定める書類のうち省令第十一条第六項第七号から第十号までに掲げるもの)と同種の書類として知事が定める」とあるのは「規則で定める」と、第二十七条中「法第十五条の二の三第一項の環境省令で定める技術上の基準」とあるのは「第三十四条第一項の規則で定める技術上の基準」と、「法第十五条第二項」とあるのは「第三十二条第二項」と、「法第十五条の二の六第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

(平一六条例五八・平一七条例二八・平二三条例二一・一部改正)

第八節 不法投棄の未然防止対策の推進等

(関係機関との連携等)

第四十条 県は、不法投棄(法第十六条の規定に違反して、みだりに廃棄物を捨てることをいう。以下同じ。)を未然に防止するため、関係機関との連携の強化、廃棄物の適正な処理に関する広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の適正な処理の促進に資する情報の提供)

第四十一条 県は、廃棄物の適正な処理の促進に資するため、行政処分及び不法投棄の状況その他の必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(県民及び事業者の講ずべき措置)

第四十二条 県民及び事業者は、不法投棄が行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、速やかに、その旨を関係機関に通報するように努めなければならない。

(土地所有者等の講ずべき措置等)

第四十三条 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、当該土地において不法投棄が行われないようその適正な管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不法投棄が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

3 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不法投棄が行われたときは、当該土地に係る生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のため、その権原により容易に対処することができるものと認められる措置を講ずるよう努めなければならない。

4 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不法投棄を未然に防止するために県が講ずる措置に協力しなければならない。

(支障の除去等の措置の勧告)

第四十四条 不法投棄等産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、必要な限度において、法第十九条の五第一項に規定する処分者等に対し、同項の規定による命令を発する前に、その支障の除去等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

第三章 汚染土壌の適正な処分

(平一五条例六四・追加)

(汚染土壌の処分方法)

第四十五条 搬出された汚染土壌(規則で定める基準に適合しない汚染状態にある土壌であつて、土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十六条第一項に規定する汚染土壌以外のものをいう。以下同じ。)を県内において処分しようとする者は、規則で定める方法により、当該汚染土壌を処分しなければならない。

(平一五条例六四・追加、平二二条例一二・一部改正)

(汚染土壌処分基準)

第四十六条 搬出された汚染土壌を処分しようとする者は、当該汚染土壌の処分を行う場合には、規則で定める汚染土壌の処分に関する基準(以下「汚染土壌処分基準」という。)に従わなければならない。

(平一五条例六四・追加)

(汚染土壌委託基準)

第四十七条 搬出された汚染土壌を処分しようとする者は、当該汚染土壌の処分を産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処理施設の設置者若しくは産業廃棄物指定処理施設の設置者(以下「産業廃棄物処分業者等」という。)に委託する場合には、その委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、規則で定める書面が添付されていなければならない。

一 委託する汚染土壌の体積又は重量

二 委託する汚染土壌に含まれる特定有害物質(土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)の種類及びその汚染状態

三 汚染土壌の処分の場所の所在地、その処分方法及びその処分に係る施設の処理能力

四 汚染土壌の処分(最終処分を除く。)を委託するときは、当該汚染土壌に係る最終処分の場所の所在地及び最終処分に係る施設の処理能力

五 委託契約の有効期間

六 委託者が受託者に支払う料金

七 委託する汚染土壌の荷姿に関する事項

八 その他規則で定める事項

2 前項に規定する委託契約書及び書面は、その契約の終了の日から規則で定める期間保存しなければならない。

(平一五条例六四・追加)

(汚染土壌を処分しようとする者等の協力)

第四十八条 搬出された汚染土壌を処分しようとする者及び産業廃棄物処分業者等は、当該汚染土壌を産業廃棄物処理施設等で処分しようとするときは、廃棄物処理計画等廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する県の施策に積極的に協力しなければならない。

(平一五条例六四・追加)

(汚染土壌の処分に係る届出)

第四十九条 産業廃棄物処分業者等は、汚染土壌を産業廃棄物処理施設等で処分しようとするとき(産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者等にあつては、当該産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者等が所有し、管理し、又は占有する土地から搬出された汚染土壌を処分しようとするときを除く。)は、当該汚染土壌の処分に係る委託契約ごとに、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処分業者等の設置する産業廃棄物処理施設等に当該委託契約に係る汚染土壌の最初の搬入を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 受託する汚染土壌の搬入を開始しようとする年月日

三 委託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 受託する汚染土壌を搬出する場所の所在地

五 受託する汚染土壌の予定体積又は予定重量

六 受託する汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類及びその汚染状態

七 委託契約の有効期間

八 委託者が受託者に支払う料金

九 受託する汚染土壌の荷姿に関する事項

十 当該年度において処分した汚染土壌の累積量

十一 当該年度において処分した県内の事業場で生じた産業廃棄物の累積量

十二 当該年度において処分した県外の事業場で生じた産業廃棄物の累積量

十三 その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出をした者に対し、当該届出を受理した日から起算して三十日以内に、規則で定めるところにより、届出済証を交付するものとする。

3 知事は、第一項の規定による届出をした者に対し、当該届出に関し廃棄物処理計画の促進その他の産業廃棄物の適正な処理の確保等のために必要な指導をすることができる。

4 知事は、産業廃棄物処分業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処分業者等に対し、第一項の委託契約に係る汚染土壌の搬入の中止を勧告することができる。

- 一 第一項の規定による届出を行わないで搬入したとき。
  - 二 第一項の規定による届出の内容と異なる処分をしたとき。
  - 三 第一項の規定による届出の内容によって当該汚染土壌の処分に関し委託者が適正な対価を負担していない等汚染土壌の不適正な処分が行われるおそれがあると認められるとき。
- 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、第四項の規定による勧告を受けた者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(平一五条例六四・追加)

(変更の届出)

第五十条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第二号から第八号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更に係る汚染土壌の最初の搬入を開始しようとする日の十日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第一号及び第十三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第二項から第六項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第二項中「三十日以内」とあるのは「十日以内」と、「届出済証」とあるのは「変更届出済証」と読み替えるものとする。

(平一五条例六四・追加)

(処分実績の報告)

第五十一条 産業廃棄物処分業者等は、第四十九条第一項の規定による届出に係る汚染土壌の処分の実績について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(平一五条例六四・追加)

(汚染土壌と産業廃棄物との分別保管)

第五十二条 産業廃棄物処分業者等は、搬出された汚染土壌の処分を行う場合(産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者等にあつては、当該産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者等が所有し、管理し、又は占有する土地から搬出された汚染土壌を処分しようとする場合を除く。)において、当該汚染土壌を保管するときは、当該汚染土壌と産業廃棄物とを分別して保管し、その状況が、外部から容易に識別することができるようにしておかななければならない。

(平一五条例六四・追加)

(汚染土壌に係る処分状況の報告)

第五十三条 産業廃棄物処分業者等は、当該産業廃棄物処理施設等における汚染土壌の処分の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(平一五条例六四・追加)

(準用)

第五十四条 第四十七条の規定は搬出された汚染土壌を処分しようとする者が当該汚染土壌の処分を一般廃棄物処分業者又は一般廃棄物処分業者以外の一般廃棄物処理施設の設置者(以下「一般廃棄物処分業者等」という。)(市町村を除く。)に委託する場合について、第四十八条から前条までの規定は一般廃棄物処分業者等について準用する。この場合において、第四十七条第一項中「産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処理施設の設置者若しくは産業廃棄物指定処理施設の設置者(以下「産業廃棄物処分業者等」という。)」とあるのは「一般廃棄物処分業者又は一般廃棄物処分業者以外の一般廃棄物処理施設の設置者(以下「一般廃棄物処分業者等」という。)」と、第四十八条、第四十九条第一項及び第五十三条中「産業廃棄物処理施設等」とあるのは「一般廃棄物処理施設」と、同項及び第五十二条中「産業廃棄物処分業者以外」とあるのは「一般廃棄物処分業者以外」と、同項中「委託契約ごとに」とあるのは「委託契約ごとに(市町村にあつては、申請、申込み等ごとに)」と、「当該委託契約に係る汚染土壌の最初の搬入を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項」とあるのは「当該委託契約又は申請、申込み等に係る汚染土壌の最初の搬入を開始しようとする日の三十日前までに(市町村にあつては、あらかじめ)、次に掲げる事項(市町村にあつては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。)」と、「受託する汚染土壌」とあるのは「受託し、又は申請、申込み等を受けた汚染土壌」と、「委託者」とあるのは「委託者又は申請、申込み等をした者」と、「県内の事業場で生じた産業廃棄物」とあるのは「当該市町村の区域内で生じた一般廃棄物」と、「県外の事業場で生じた産業廃棄物」とあるのは「当該市町村の区域外で生じた一般廃棄物」と、第四十九条第三項及び第五十二条中「産業廃棄物」とあるのは「一般廃棄物」と、第四十九条第四項中「委託契約」とあるのは「委託契約又は申請、申込み等」と、第五十条第一項中「十日前までに」とあるのは「十日前までに(市町村にあつては、あらかじめ)」と読み替えるものとする。

(平一五条例六四・追加)

(改善命令)

第五十五条 汚染土壌処分基準が適用される者により、当該汚染土壌処分基準に適合しない汚染土壌の処分が行われた場合には、知事は、当該汚染土壌の適正な処分の実施を確保するため、当該処分を行った者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(平一五条例六四・追加)

(措置命令)

第五十六条 **第四十五条**に規定する規則で定める方法以外の方法で汚染土壌の処分が行われた場合又は汚染土壌処分基準に適合しない汚染土壌の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該処分を行った者

二 当該処分を行った者に対して当該処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該処分を行った者が当該処分をすることを助けた者があるときは、その者

2 **前項**の規定による命令をするときは、規則で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(平一五条例六四・追加)

#### 第四章 使用済タイヤの適正な保管

(平一五条例六四・旧第三章繰下)

(使用済タイヤ保管基準)

第五十七条 使用済タイヤ(自動車用タイヤのうち、その使用を終了したものをいう。以下同じ。)で廃棄物でないものを保管しようとする者は、その保管を行う場合には、生活環境の保全上支障のないよう規則で定める使用済タイヤの保管に関する基準(以下「使用済タイヤ保管基準」という。)に従わなければならない。

(平一五条例六四・旧第四十五条繰下)

(保管の場所に係る届出)

第五十八条 使用済タイヤを屋外で、かつ、五百本を超えて保管しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その保管しようとする場所ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、**第九条第一項**の規定により届出をした保管の場所については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 使用済タイヤの保管の場所の所在地

三 保管する使用済タイヤの保管の目的

四 保管する使用済タイヤの数量

五 その他規則で定める事項

(平一五条例六四・旧第四十六条繰下、平二三条例二一・一部改正)

(変更等の届出)

第五十九条 **前条**の規定による届出をした者は、当該届出に係る**同条第三号**及び**第四号**に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 **前条**の規定による届出をした者は、当該届出に係る**同条第一号**及び**第五号**に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る保管の場所において使用済タイヤの保管を行わなくなったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(平一五条例六四・旧第四十七条繰下)

(改善命令)

第六十条 使用済タイヤ保管基準が適用される者により、当該使用済タイヤ保管基準に適合しない使用済タイヤで廃棄物でないものの保管が行われた場合には、知事は、当該使用済タイヤで廃棄物でないものの適正な保管の実施を確保するため、当該保管を行った者に対し、期限を定めて、当該使用済タイヤで廃棄物でないものの保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(平一五条例六四・旧第四十八条繰下)

#### 第五章 雑則

(平一五条例六四・旧第四章繰下)

(報告の徴収)

第六十一条 知事は、**この条例**の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、産業廃棄物処理施設の設置者若しくは産業廃棄物指定処理施設の設置者、搬出された汚染土壌を処分した者、一般廃棄物の処分を業とする者若しくは一般廃棄物処理施設の設置者又は使用済タイヤを保管する者に対し、産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分、産業廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物指定処理施設の構造若しくは維持管理、汚染土壌の処分又は使用済タイヤの保管に関し、必要な報告を求めることができる。

(平一五条例六四・旧第四十九条繰下・一部改正)

(立入検査)

第六十二条 知事は、**この条例**の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場、産業廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物指定処理施設のある土地若しくは建物、搬出された汚染土壌を処分した者若しくは一般廃棄物の処分を業とする者の事務所若しくは事業場、一般廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは使用済タイヤの保管の場所に立ち入り、産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分、産業廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物指定処理施設の構造若しくは維持管理、汚染土壌の処分若しくは使用済タイヤの保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の

用に供するのに必要な限度において産業廃棄物、汚染土壌若しくは使用済タイヤを無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平一五条例六四・旧第五十条繰下・一部改正)

(手数料の徴収)

第六十三条 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名称	金額
一 <u>第三十二条第一項</u> の規定に基づく産業廃棄物指定処理施設の設置の許可の申請者	産業廃棄物指定処理施設設置許可申請手数料	七万円
二 <u>第三十六条第一項</u> の規定に基づく産業廃棄物指定処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請者	産業廃棄物指定処理施設の変更許可申請手数料	五万円

(平一五条例六四・旧第五十一条繰下)

(手数料の納付方法)

第六十四条 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

(平一五条例六四・旧第五十二条繰下)

(手数料の不返還)

第六十五条 既に納付された手数料は、返還しない。

(平一五条例六四・旧第五十三条繰下)

(適用除外)

第六十六条 この条例の規定は、福島市、郡山市及びいわき市の区域においては、適用しない。

(平二九条例八二・全改)

(委任)

第六十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一五条例六四・旧第五十五条繰下)

#### 第六章 罰則

(平一五条例六四・旧第五章繰下)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項の規定に違反して、産業廃棄物指定処理施設を設置した者

二 第三十六条第一項の規定に違反して、第三十二条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更した者

(平一五条例六四・旧第五十六条繰下)

第六十九条 第五十六条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平一五条例六四・追加)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十三条第三項の規定に違反して、産業廃棄物指定処理施設を使用した者

二 第三十八条の二第二項の規定による命令に違反した者

三 第四十七条第一項の規定に違反して、委託契約書を作成せず、又は委託契約書に規則で定める書面を添付しなかった者

四 第四十七条第二項の規定に違反して、委託契約書又は規則で定める書面を保存しなかった者

五 第五十五条の規定による命令に違反した者

(平一五条例六四・追加、平一七条例二八・一部改正)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定に違反して、産業廃棄物指定処理責任者を置かなかった者

二 第十二条第二項の規定に違反して、処理票を交付せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして処理票を交付した者

三 第十二条第三項本文(同条第七項において準用する場合を含む。)、第四項若しくは第六項前段の規定に違反して、処理票を回付せず、又は第十二条第三項本文、第四項若しくは第六項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして処理票を回付した者

四 第十二条第三項ただし書(同条第七項において準用する場合を含む。)又は第六項後段の規定に違反して、処理票を回付しなかった者

五 第十二条第五項の規定に違反して、処理票を保存しなかった者

六 第六十条の規定による命令に違反した者

(平一五条例六四・旧第五十八条繰下・一部改正)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項(第十一条において準用する場合を含む。)、第十条第一項若しくは第二項(第十一条において準用する場合を含む。)、第三十六条第三項、第三十八条第三項、第五十八条若しくは第五十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十五条の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者
- 三 第六十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第六十二条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

(平一五条例六四・旧第五十九条繰下・一部改正、平二三条例二一・一部改正)

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第二項の規定に違反して、産業廃棄物管理責任者を置かなかつた者
- 二 第八条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しかなかつた者

(平一五条例六四・旧第六十条繰下)

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(平一五条例六四・旧第六十一条繰下・一部改正)

第七十五条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

(平一五条例六四・旧第六十二条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。  
(産業廃棄物の保管の場所に係る届出に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に自らその産業廃棄物の運搬を行う場合において、当該産業廃棄物を保管している事業者については、その者を第九条(第十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する産業廃棄物を保管しようとする者とみなして、第九条の規定を適用する。この場合において、同条中「あらかじめ」とあるのは、「平成十六年四月三十日までに」と読み替えるものとする。  
(県外の事業場で生じた産業廃棄物の処分に係る届出に関する経過措置)
- 3 県外の事業場で生じた産業廃棄物の処分についての第十四条第一項(第十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、平成十六年四月三十日までの間は、同項中「当該産業廃棄物処分業者の設置する産業廃棄物処理施設等に当該委託契約に係る産業廃棄物の最初の搬入を開始しようとする日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。  
(長期間工事未着手の産業廃棄物処理施設に係る届出に関する経過措置)
- 4 平成十五年三月三十一日以前に法第十五条第一項の許可を受けている者でこの条例の施行の日において当該許可に係る産業廃棄物処理施設の設置の工事に着手していないものについての第二十五条第一項の規定の適用については、「当該許可を受けた日」とあるのは、「平成十五年四月一日」と読み替えるものとする。  
(平一五条例六四・一部改正)  
(産業廃棄物指定処理施設に関する経過措置)
- 5 この条例の施行の際現に産業廃棄物指定処理施設(第三十二条第一項ただし書の規定によりその設置に許可を要しない産業廃棄物指定処理施設を除く。)を設置し、又は設置の工事をしている者は、平成十六年四月三十日までに規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出をした者は、第三十二条第一項の許可を受けた者とみなす。
- 7 附則第五項の規定による届出をした者については、第三十四条第一項の規定は、施行日から一年間は、適用しない。ただし、その者が第三十六条第一項の規定による変更の許可を受けた場合における当該変更に係る部分については、この限りでない。  
(汚染土壌の処分に係る届出に関する経過措置)
- 8 搬出された汚染土壌の処分についての第四十九条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、平成十六年四月三十日までの間は、同項中「当該産業廃棄物処分業者等の設置する産業廃棄物処理施設等に当該委託契約に係る汚染土壌の最初の搬入を開始しようとする日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。  
(平一五条例六四・追加)  
(使用済タイヤの保管の場所に係る届出に関する経過措置)
- 9 この条例の施行の際現に使用済タイヤを屋外で、かつ、五百本を超えて保管している者については、その者を第五十八条に規定する使用済タイヤを屋外で、かつ、五百本を超えて保管しようとする者とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条中「あらかじめ」とあるのは、「平成十六年四月三十日までに」と読み替えるものとする。

(平一五条例六四・旧第八項繰下・一部改正)

附 則(平成一五年条例第六四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第五八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年条例第二八号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第一二号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第二一号)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第九条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第一項の規則で定める場合において、同項に規定する保管をした事業者について適用する。

附 則(平成二九年条例第八二号)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。